

令和元年九州地方および愛媛県で発生した大雨に係る「インボイス光」特別措置

この度の九州地方および愛媛県における大雨の影響で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、被災された「インボイス光」をご利用中のお客様に対する支援措置を下記の通り、実施致します。

①災害対策基本法に基づく避難勧告・避難指示適用エリアのお客様、被災に伴う設備の故障によりサービスのご利用ができないことが検知されたお客様**【特別措置】**

「サービスが利用できない期間」、または「発令から解除までの期間」が連続して24時間を超えた場合（※1）、お申し出不要で基本料金（※2）を減免いたします。

※適用エリア外の場合でも罹災証明書等で確認ができる場合には減免いたします。

②災害救助法適用エリアであって被災に伴う避難で仮住居へ転居されるお客様**【特別措置】**

移転の工事費が一度に限り、無料となります。

※仮住居から元の設置場所に移転される際には工事費が必要となります。

（※1）減免対象となる期間は、連続する24時間の単位で無料日数を計算いたします。（例：30時間の場合は、1日分の基本料金を減免いたします。）

（※2）インボイス光、インボイスひかり電話サービス約款に定める月額利用料が対象となります。ただし、インボイスひかり電話の通話料（インボイスひかり電話プラスの無料通話分を含む）、従量課金分については減免対象外となります。

■災害救助法適用エリア（令和元年7月26日時点）

鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、日置市、霧島市、曾於市、いちき串木野市、南九州市、姶良市、湧水市、南さつま市、薩摩川内市（甕島地区除く）

熊本県宇城市、菊池郡大津町、阿蘇郡西原村、上益城郡益城町、上益城郡御船町、上天草市、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡甲佐町、宇土市、菊池郡菊陽町

愛媛県八幡浜市（喜須来地区須川奥）

愛媛県宇和島市（奥南地区・喜佐方地区・吉田地区・玉津地区・高光地区・立間地区）

佐賀県三養基郡みやき町、三養基郡上峰町、嬉野市の一部

福岡県田川郡添田町、嘉麻市、朝倉市、久留米市の一部地域

※今後、対象エリアが追加された場合は、同様の措置を拡大します

本件に関するお問い合わせ

株式会社インボイス インボイス光カスタマーセンター（平日9:00～17:30）

TEL：0120-881-086